

第Ⅲ部 イギリスの年金制度に関する税制上の取り扱い

「年間非課税限度額 (Annual Allowance : AA)」と

「生涯非課税限度額 (Lifetime Allowance : LTA)」

佐野邦明

一般社団法人 年金総合研究所 主任研究員